

臨床研究法第 18 条第 2 項の規定に基づく
特定臨床研究の実施状況にかかる
定期報告のとりまとめの概要

東海北陸厚生局

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに提出があった定期報告総数：284件

(参考)

○臨床研究法

(厚生労働大臣への定期報告)

第十八条 特定臨床研究実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、特定臨床研究の実施状況について、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

○臨床研究法施行規則

(権限の委任)

第九十二条 法第三十六条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号、第七号及び第十三号から第十五号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

(中略)

五 法第十八条第一項及び第二項に規定する権限

(後略)